

自治体財政 改善のヒント 第11回

将来負担比率の大きな控除項目 臨時財政対策債に比率改善効果

大和総研 経営コンサルティング部 副部長 鈴木 文彦

ストック指標、懸念水準は夕張市のみ

昨年末に公表された地方財政状況調査表によれば、2015年度末における都道府県と市町村を合わせた地方債現在高は144兆5745億円で、前年度とほぼ同水準だった。他方、地方交付税の不足分を補う臨時財政対策債は前年度比4.5%増の50兆6667億円となった。2000年度の制度導入以来、15年連続して前年を上回っている。地方債全体に占める割合は35.0%で、3分の1の水準を超えたところだ。

これに先立って15年度決算に基づく健全化判断比率も公表されている。4つある比率のひとつが将来負担比率で、標準財政規模に対する将来負担額（借入金と将来にわたる支払い負担）の大きさを意味している。経常収支比率など収入と支出の関係を示すフロー指標に対し、将来負担比率はストック指標と言われる。

$$\text{将来負担比率}(\%) = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - \text{算入公債費等}}$$

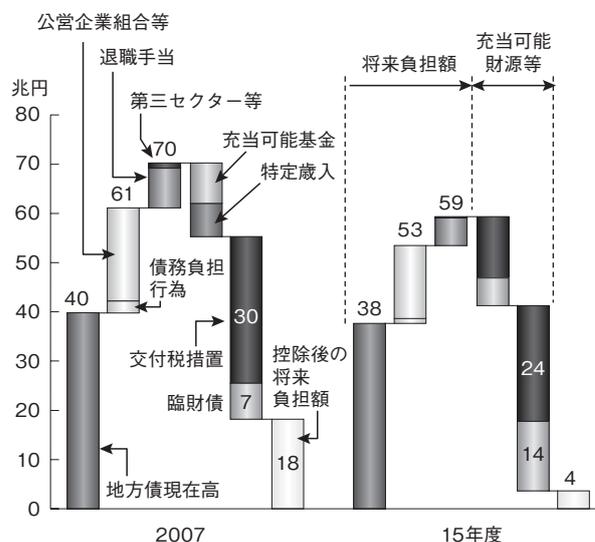
09年4月に地方公共団体財政健全化法が施行され、財政破たんの兆候が見られる自治体は、リスクが顕在化する前に、財政健全化計画の策定などの対応行動が義務付けられることになった。将来負担比率の場合、政令指定都市を除く市区町村において、懸念水準とされる早期健全化基準は350%である。自治体の将来負担額が財政規模の3.5倍以上であることが財政悪化の目安と言える。15年度決算で、これに該当するのは北海道夕張市のみだった。

控除項目で負担が10分の1に

将来負担比率のポイントは、把握の対象が帳簿上の借入金に限らないことだ。民間企業の財務会計で言えば、簿外債務や関連会社債務を連結する考え方に通じる。将来負担額にはリース債務など、「債務負担行為」に基づく支出予定額が含まれる。地方公営企業や一部事務組合の借金返済の財源となる繰出金、全職員の退職手当支給のための負担見込み額も加算される。第三セクター等が破たんした場合に必要な追加支出の見込み額もある。

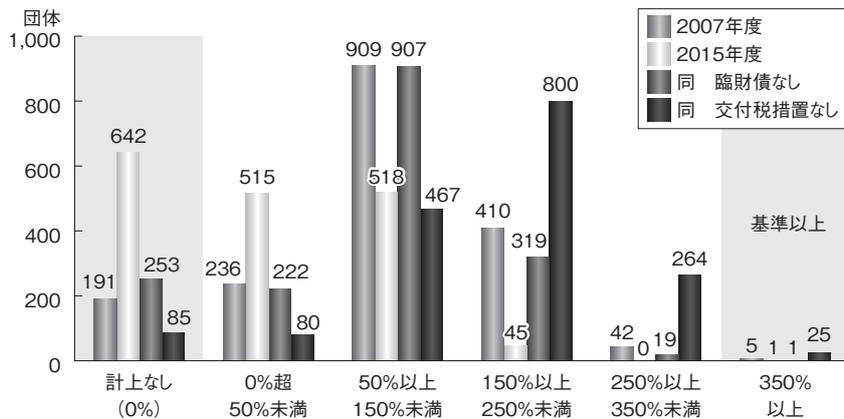
一方で、実質的な将来負担額を計算するため、債務返済に回すことのできる基金（充当可能基金）や、公営住宅の使用料など特定の歳入を将来負担額から控除する。ここまでの計算で求められる残高は、民間企業の財務分析でいう「実質債

図1 実質的な将来負担額（算定式の分子）の内訳



(出所) 健全化判断比率データ(総務省)から大和総研作成

図2 臨時財政対策債の影響を解除した将来負担比率の分布



(出所) 健全化判断比率データ(総務省)から大和総研作成

務」に相当する。民間企業の財務分析でストック指標と言え、有利子負債の年商倍率である。帳簿上の借入金に簿外債務を加算、現金預金を減算して実質債務を求め、年商規模と比べることで借り入れ過多を評価する。

将来負担比率の場合、実質債務からさらに交付税措置の対象となる地方債残高を控除する。交付税措置とは、地方債の毎年の償還額の一部または全部を基準財政需要額に計上することをいう。基準財政需要額は地方交付税の計算要素のひとつで、これを増やすことは地方交付税の加算要因としてはたらく。

図1は、政令指定都市を除く市区町村全体の、将来負担比率の分子の構成要素を示している。15年度においては地方債現在高38兆円、将来負担額59兆円に対し、控除後の金額は4兆円に過ぎない。加減算前の地方債現在高の10分の1である。将来負担額に対して控除額が大きい。とりわけ交付税措置に関するもののウェイトが高い。つまり、将来負担比率が意味するのは、隠れ債務を含めた将来負担額そのものの大きさというより、実質債務のうち交付税措置が付されていないものの大きさである。

臨時債の調整ないと「50%未満」半分以下に

将来負担比率は改善傾向にあり、指標値が初めて公表された07年度に191団体だった将来負担比率がゼロまたはマイナスで「計上なし」の市区町

村が、15年度には3倍強の642団体に増えた。早期健全化基準以上の市区町村も、07年度には夕張市の他に4団体あった。15年度における充当可能財源等の控除後の将来負担額は、07年度の18兆円に比べ約5分の1の水準まで減った。地方公営企業に対する繰出金などが減少。充当可能基金が8年前の1.5倍に積み上がったことが大きい。

ただし留意すべき点もある。まずは、「臨時」という名前と裏腹に増え続ける臨時財政対策債が将来負担比率に与える影響である。交付税措置のうち臨時財政対策債の占める割合が大きくなってきている。原資となる国税が不足していることから、需要額の満額が支給されない地方交付税の代替と位置づけられ将来の補てんが約束されているが、これまでその残高が前年を下回ったことはない。返済は新たな臨時財政対策債で賄われる。

図2は、仮に臨時財政対策債による調整がなかった場合の将来負担比率の分布である。15年度における公表数値の分布をみると最も多いのは「計上なし」の層で、全体の7割弱が50%未満である。次に、将来負担比率の分子に臨時財政対策債を足し戻し、分母にも同じく元利償還額を足し戻して計算すると、計上なしの団体は253、50%未満は222とそれぞれ半分以下になる。最も多いのは50%以上150%未満の層となる。

図では控除項目から交付税措置を外した将来負担比率も計算してみた。これは民間企業の有利子負債年商倍率の実質債務と同じ考え方である。交付税措置が付されることで返済額が地方交付税の計算上の加算要素になったとしても、地方交付税が同じ額増えるとは限らない。増加の一途をたどる事実上の赤字地方債、臨時財政対策債についてはなおさらのことだ。将来負担比率の評価にあたっては、交付税措置、とくに臨時財政対策債による押し下げ効果に着眼することも有用である。G